

# 松江三中の生活について

## — 生徒心得 —

学校生活では、5分前に行動することを意識する。

### I 登下校

1. 部活動等、担当の先生の管理下にない時は、8時00分以降に登校する。
2. 8時25分には校内へ入り、8時30分までに教室で着席する。なお、このとき着席できていない生徒を遅刻とする。
3. 遅刻して登校した場合は、正門のインターホンを鳴らし、職員室で遅刻カードを記入してもらう。
4. 早退をする際も、正門より下校する。
5. 特別な事情があり、下校時間以降に残留する場合は、必ず先生に届け出をする。
6. 最終下校時刻は、3月から9月までは18時30分、10月から2月までは18時とし、きちんと時間を守る。
7. 下校後は寄り道をしないで家に帰る。
8. 交通マナー（P.9参照）を守る。
9. 自転車通学は認めない。
10. 私服での登校は認めない。

### II 校内生活

#### 1. 朝礼

- (1) 8時15分に登校し、8時20分に体育館に移動する。
- (2) 8時30分に朝礼を開始する。
- (3) 静かに早く整列する。
- (4) 学級委員は先頭に、生活委員は最後尾に並び、整列させる。

#### 2. 朝読書（朝学習）

- (1) 8時30分～8時40分まで朝の読書活動（学習活動）を行う。

#### 3. 学級活動

- (1) 8時40分～8時45分まで朝の学級活動を行う。

#### 4. 学習

- (1) チャイム着席を守る。（授業開始2分前に授業準備を済ませて着席する。）
- (2) 授業の始めと終わりのあいさつはきちんとする。
- (3) 授業中の入退室は先生の許可を受ける。
- (4) 指名されたら、はっきり返事をする。

#### 5. 休憩時間

- (1) 10分間の休憩は次の授業の準備の時間なので、次のことをきちんとする。  
(ア) 教室の移動  
(イ) 教科書・ノートなどの教材を机の上に整理し、準備する。
- (2) 机・椅子を整頓し、きちんとした環境を作る。
- (3) 係の生徒は、授業の先生との連絡をとる。

## **6. 給食**

- (1) 4時限目が終わったら、すぐに給食準備を始める。(休み時間ではありません。)
- (2) 必ず手を洗い、食事をする。
- (3) 給食当番は必ず白衣と帽子とマスクを着用する。
- (4) 配膳、かたづけは順序正しくする。
- (5) 昼食終了のチャイムまで着席している。

## **7. 放送**

- (1) 放送の合図とともに、静かに聞く。
- (2) 放送は、登校時、給食時、放課後に行う。

## **8. 清掃**

- (1) 清掃当番は、それぞれの分担区域を全員で協力し、責任をもって行う。
- (2) 清掃が終わったら、用具の後始末や戸締まりをして担当の先生に報告し、点検をうける。
- (3) 清掃の開始時・終了時には担当の先生のところであいさつをする。
- (4) 学期の始めと終わりの大掃除は、体育着で行う。

## **9. 届出**

- (1) 欠席・遅刻・早退の場合は、保護者が tetoru で学校に届け出る。電話の場合は、8時15分までに連絡する。
- (2) 体育時の見学は、保護者が理由を添えて tetoru で学校に届け出る。
- (3) 感染症等による出席停止の後に登校する際は、治癒証明を持参する。

## **10. 教室・図書室の使用**

- (1) 各特別教室の使用・移動などは、担当の先生の指示や注意に従う。
- (2) 図書室の利用は図書室使用のルールを正しく守る。
- (3) 備品や校具など公共物は大切に使用し、後片付けを確実に行う。
- (4) 放課後、教室を使用する時は、担当の先生の許可を受けて使用する。

## **11. 外出**

- (1) 原則として外出は認めない。やむを得ず外出するときは、文書に必要事項を記入して、クラス担任または教科担任の許可を受ける。外出している時は、交通事故に注意する。
- (2) 登校後、勝手に学校敷地外に出てはいけない。

## **12. その他**

- (1) 登校時はいつも、きめられた服装で登校する。
- (2) 保健室での処置は、学校で起きたケガなどの応急処置だけである。
- (3) 非常の場合、先生の指示にしたがい、あわてずに秩序ある行動をとる。
- (4) 体調不良で保健室を利用したり、体調不良で遅刻して登校した場合は、体調管理を優先するため、放課後の部活動には参加せず、下校する。その際、自分から各顧問に欠席理由を申し出ること。
- (5) トラブルを避けるため、窓の外を見たり、窓の外に向かって声をかけたりしてはいけない。

## **III 校外生活**

1. 不要な夜間の外出は控える。
2. 繁華街などへ行く場合、保護者とともにいく。保護者がどうしても行けない時は、行く先・帰宅時間・同行者などを保護者に伝え、許可を得る。

## IV 服装・持ち物のきまり

きまりは、だれもが安全に安心して学習や運動に取り組めるようにするためにあります。きまりの意味を理解して、学びやすい学校をみんなで創っていきましょう。

### 服装

#### (1) 標準服

標準服を着用する（季節や寒暖等に応じて適切に着用する）。

- ① I型：ポロシャツ（指定：白または紺）・ワイシャツ（白無地）どれを着用してもよい。  
スラックス型とスカート型、どちらを着用してもよい。  
リボン・ネクタイの着用は可とする。
- ② II型：ワイシャツ（白無地）、ブレザーを着用する。  
スラックス型・スカート型、どちらを着用してもよい。  
リボン・ネクタイを着用する。
- ③ リボン・ネクタイは紺をフォーマルとし、全員購入する。儀式的行事（入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式など）の際、着用する。  
オプション（赤）は希望購入とし、儀式的行事以外の時に着用できる。
- ④ ベルトの色は黒を基調とし、幅は2～3cmとする。
- ⑤ 靴下は、くるぶしが隠れる長さとする。スニーカーソックスの着用は認めない（くるぶしはすべて隠れるものとし、判断が難しいものは履いてこない）。  
また、儀式的行事（入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式など）の際は、白・黒・紺の無地の靴下を着用する。
- ⑥ 下着を着用する。
- ⑦ 通学用の靴は体育で使用できる運動靴とする。
- ⑧ 校舎内は指定された上履きを着用し、忘れた場合は所定の手続きによって借用する（洗って返却する）。
- ⑨ 1年生は、1学期間、左胸に名札を着用する（登下校時は外す）。
- ⑩ スカートの丈は、膝が隠れる程度の長さとする。（スカートを折ったり、切ったりしない。）

#### (2) 寒冷期

- ① 標準服の上着の下にスクールセーターまたはベストを着用してもよい。
- ② 登下校時に手袋・マフラー・耳あて・ネックウォーマーを着用してもよい。
- ③ 登下校時にコートを着用してもよい。＊ファーなどの装飾品は認めない。
- ④ セーターまたはベストを除いて、上記の防寒着は教室内で着用しない。
- ⑤ 服装で防寒対策しているにもかかわらず寒い場合は、教室内（特別室も含む）でのみ、ひざ掛けの使用を認める。貸し借りはしない。
- ⑥ カイロの使用は認める。ただし、無意味に表に出さずポケットに入れておく。貸し借りはしない。  
使用後は学校に捨てず、自宅に持ち帰り捨てる。

#### (3) 体育の服装

- ① 上下着とも指定のジャージ又は体育着（半袖・短パン）とし、ジャージ着用の際にも体育着（半袖・短パン）は着用する。体育着（半袖）はジャージや短パンの中に入れる。
- ② 靴は運動靴を使用する。
- ③ 体育の授業がある日は、体育着登校とする。

## 頭髪・身なり

### 1. 頭髪・身なり

(1) 清潔感のある、場面に応じた髪型にし、眼病予防のため、毛先が目にかかるないようにする。

※おしゃれのための染色やパーマ、整髪料等の使用は認めません。

また、アクセサリー類（ピアス、化粧、マニキュア等）も身に付けません。

何か事情がある場合は、相談してください。

(2) 髪をまとめる時は、装飾のついていないヘアピンやゴムでとめる。

例

・髪が肩にかかる場合は、衛生面を考慮し給食時にはゴムで髪を縛る。

・体育の授業の際は、その運動に適し、かつ怪我の予防に基づいた髪型にする。

・儀式的行事（入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式など）の際は、髪が肩にかかる場合はゴムで髪を縛る。

・運動部に所属する生徒は、運動特性を考慮した髪型とする。

(3) 爪が長いと、不衛生であったり自他を傷つける恐れがあったりするので、短く整える。

## 2. 持ち物

(1) 身分証明証は常に携帯する。

(2) 所持品には必ず記名しておく。

(3) 学習に不要なものの（貴重品・金銭・スマートフォン・娯楽用具など）は持ってこない。必要があって持ってきたときは、担当の先生か担任の先生に預ける。

(4) 教室には私物や教科書類は置かない。（教科、学年で許可されたものは可）

(5) 物を紛失したり、拾得したりした時は、すぐに担当の先生か担任の先生に届け出る。

(6) 通学用バッグにつける飾りやキーホルダーは1つまでとする。

(7) 通学用バッグは学校で推奨されたものとする。

(8) 年間を通して水筒を持参してよい。中身は、お茶・水・スポーツドリンクとする。ジュース類は禁止。

必ず水筒で持ってくること（ペットボトルの持ち込みは禁止）。

## — 生徒会規約 —

### 第1条（名称）

本会は松江第三中学校生徒会ととなえ本部を松江第三中学校におく。

### 第2条（目的）

本会は生徒の自由的活動によって学校生活の改善進歩をはかると共に、本校の教育目標を達成する為に必要なあらゆる活動をなすこととする。

### 第3条（権限）

生徒会の権限は校長より委任されたものであり、その活動は顧問の助言・指導のものに行われる。

### 第4条（組織）

本会は松江第三中学校生徒の全員を以て構成し、第2条の目的を達成する為に次の組織をもつ。

- (1) 学級会・専門委員会・中央委員会・生徒総会
- (2) 部活動

### 第5条（役員）

本会には次の役職をおく。但し、各役員は兼任することはできない。

- (1) 生徒会長 1名
- (2) 生徒副会長 2名
- (3) 役員 4名
- (4) 学級委員 学級ごとに男女各1名
- (5) 専門委員については各種委員会において、委員長1名、副委員長2名、書記2名を選出する。

### 第6条（役員の選出方法及び任期）

役員の選出方法及び任期は次の通りとし、選挙規約は別に定める。

- (1) 生徒会長・生徒副会長・役員は全生徒の投票によって選出する。
- (2) 生徒会役員は互選により、役職を決定する。
- (3) 学級委員は各学級において選出する。
- (4) 委員長・副委員長は専門委員会において選出する。
- (5) 専門委員は各学級において選出する。
- (6) 生徒会長及び生徒副会長、役員の任期は1年とする。
- (7) 学級委員・専門委員の任期は半期とする。

### 第7条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 生徒会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 生徒副会長は生徒会長を助け、生徒会長に事故があるときは代理をする。
- (3) 学級委員は各学級を代表し、専門委員会の審議決定事項の実施について指導する。
- (4) 専門委員長は専門委員会を代表し、専門委員会の会務を処理する。
- (5) 専門副委員長は専門委員長を助け、専門委員長に事故があるときは代理する。
- (6) 専門委員は専門委員会の決定事項を指導する。
- (7) 役員は専門委員会の顧問との連絡のもとに、それぞれの委員会を担当する。更に役員の中で、会計・書記等の担当者をそれぞれ決定する。
- (8) 書記は、生徒会活動に関する記録をとり、会計は、生徒会関係の経理を顧問の先生の指導を得てつかさどる。

## 第8条（生徒総会）

生徒総会は、全校生徒を以て構成し、必要に応じてこれを開き、中央委員会の報告を受け、重要事項について審議し、更に必要に応じて学校生活全般について討議を行う。生徒会長は、中央委員会の決議により生徒総会を招集し、議長及び副議長は、中央委員会での互選によってその都度選出し、生徒会長がこれを指名する。

## 第9条（中央委員会）

中央委員会は、生徒会長・生徒副会長・役員・学級委員・専門委員長を以て構成し、必要に応じて生徒会長が招集し、中央委員会の互選により議長及び副議長を選出して議事を審議決定する。

## 第10条（専門委員会）

- (1) 専門委員会は、専門委員を以て構成し、隨時これを開き、各専門的分野を研究審議し、必要な事項を中央委員会にはかって生徒会の運営を援助する。
- (2) 学級の専門委員会は次の通りに分け、その任務は別に定める。

① 学級委員会	② 生活委員会	③ 美化委員会
④ 保健委員会	⑤ 図書委員会	⑥ 放送委員会
⑦ 給食委員会		

## 第11条（部活動）

部活動規定は別に定める。顧問の先生の指示にしたがい活動する。

## 第12条（議決の方法）

すべての会は構成員の3分の2以上の出席数を以て成立し、出席人員の過半数の賛成によってきまる。

## 第13条（規約変更）

本会の規約変更は中央委員会の審議を経て、生徒総会の承認を得なければならない。

## 第14条（効力の発生）

すべての会の決定事項は校長に報告し、承認を受け効力を発生するものとする。

## — 各種委員会の活動内容 —

### ◎ 学級委員会

- (1) 学級のリーダーとして率先して行動する。
- (2) 各委員会と協力して学級をまとめる。

### ◎ 生活委員会

- (1) 生徒が自主的に規則正しく、充実した学校生活をおくるために、みんなの先頭になって活動する。
- (2) 月間目標、週目標等をきちんと掲示し、みんなで守り達成するようにする。
- (3) 週番活動（通常の日は8:25まで、朝礼の日の週番活動は行わない。）を行う。
- (4) 朝礼の時の整列に協力する。
- (5) 夏季は扇風機、冬季はストーブの管理を行う。

### ◎ 美化委員会

- (1) 勉強しやすい、生活しやすい環境をつくる。
- (2) 日常の掃除はもちろん、教室・校舎などの美化を進め、点検活動をする。
- (3) 公共物を大切にする運動をする。

### ◎ 保健委員会

- (1) 健康で安全な生活を送れるよう、呼びかけ活動をする。
- (2) 石けん補充などの衛生管理をする。

### ◎ 図書委員会

- (1) 図書の貸し出しと返却を行う。
- (2) 書架を整理する。
- (3) 新刊図書の紹介、図書だよりの発行を行う。

### ◎ 放送委員会

- (1) 校内の放送伝達を行う。
- (2) 朝、昼食時、放課後に放送を行う。

### ◎ 給食委員会

- (1) 清潔で楽しい給食を心掛ける。
- (2) 白衣、配せん台、ワゴンの管理をする。

### ◎ 選挙管理委員会（生徒会本部役員選挙の前に設ける）

- 生徒会本部役員選挙規約に基づいて活動する。

## 一 生徒会本部役員選挙規約 一

第1条 選挙を管理するため選挙管理委員会を設ける。

第2条 選挙管理委員会は下記のことを行う。

- (1) 立候補の受け付け。
- (2) 選挙の立候補届方法および選挙日時・場所・方法を公示。
- (3) 選挙日以前に選挙公報を会員に配布する。
- (4) 当選者の決定を発表。
- (5) その他選挙管理に必要な事項。

第3条 選挙日の15日以前に公示する。

第4条 選挙管理委員会は各学級で選出された1名の委員により構成し、委員長(3年1名)、副委員長(2年1名、1年1名)を委員の互選により選出する。

第5条 立候補は、本人の意志と学級の同意を得るものとする。

第6条 立候補者は立候補届を選挙受付け期間内に選挙管理委員会に届けなければならない。

第7条 本部役員の定数は2年生4名、1年生3名とし、役職については本部役員の互選によって決定し、校長の任命を受ける。

第8条 立候補者が定員と同じ場合、信任投票を行い、過半数をもって信任とする。なお、信任されないものが出た場合は、改めて公示し、本規約により選挙を行う。

第9条 当選はそれぞれ得票順によるが、当落にかかる得票数の候補者は、もう一度選挙をしなおす。

第10条 当選者が決定した後に、欠員が生じたときは次点者をくり上げる。

第11条 投票のうち、つぎのものは無効とする。

- (1) 用紙がちがうもの
- (2) 候補者以外の名前等が記入してあるもの。
- (3) 規定以上の人数が書いてあるもの。

第12条 ポスターは下記のとおりとする。

- (1) ポスターは規定用紙を選挙管理委員会が配布し、検印をする。なお、その他の用紙を使用した場合選挙管理委員会で処分する。
- (2) ポスターは届け出と同時にはってもよい。
- (3) ポスター掲示場所は廊下、玄関、おどり場とし、校庭側は禁止する。
- (4) ポスター以外に立候補者は、配布した用紙により、タスキ等を作成し、選挙運動に使用してもよい。

第13条 立会演説会は、選挙管理委員会で運営する。

第14条 応援弁士は立候補者1人につき2名以内とし、選挙管理委員会へ届け出る。

第15条 立会演説会以外に希望参加による個人演説会をひらくことができる。運営は選挙管理委員会で行う。

第16条 立候補者は、演説会以外に給食時などにクラスを訪問し、選挙活動ができる。その場合必ず担任の許可を前もってうけなければならない。

第17条 学校以外においての選挙運動は禁止する。

第18条 役員の不信任(リコール)は会員の1/3以上の要求が選挙管理委員会へ提出され、会員の過半数の賛成で成立する。後任は再選挙で行う。

第19条 本部役員の役職は

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 生徒会長  | 1名(2学年1名)        |
| 生徒副会長 | 2名(1・2学年各1名)     |
| 役員    | 4名(1・2学年各2名)とする。 |

ただし、学年は立候補時のものとする。

## － 交通マナーを守り事故を防ごう －

### 歩行

- (1) 登下校の時は、学校に届け出ている通学路を通りましょう。
- (2) 右側通行を守りましょう。
- (3) ななめ横断はやめましょう。横断する際は必ず横断歩道を利用しましょう。
- (4) ふみきりや交差道路では必ず一旦停止し、左右の安全を確認してから通りましょう。信号機のあるところでは信号機に従いましょう。

### 自転車

- (1) 常にブレーキ、ベル、ライトなど車体の点検をしましょう。
- (2) 自転車は道路の一番左側を走行しましょう。どうしても困難な場合は、歩行者優先でゆっくりと歩道を走行するようにしましょう。
- (3) 車道の逆走、並んで走る行為はやめましょう。
- (4) 傘を差しながら、携帯電話及びスマートフォン等を使用しながら、イヤホンを着用しながらの自運転はやめましょう。
- (5) スピードの出しすぎや二人乗りはやめましょう。
- (6) 信号や一時停止などの道路標識を守りましょう。
- (7) 暗くなったら必ず灯火して走行しましょう。
- (8) 自転車保険に必ず加入しましょう。
- (9) 自転車乗車時のヘルメットの着用については令和5年4月1日より努力義務となっています。安全のためにかぶるようにしましょう。

### 公共交通機関の利用

- (1) マナー・ルールを守り、他の人に迷惑になる行為はやめましょう。
- (2) 高齢の方、妊婦の方、身体の不自由な方には席をゆずりましょう。